

令和3年第1回山北町議会定例会の経過（3月8日）

- 議 長 皆さんおはようございます。
- ただいまから本日の会議を開きます。 （午前9時00分）
- 本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。
- 日程第1 議案第16号、令和3年度山北町国民健康保険事業特別会計予算
から日程第9 議案第24号、令和3年度山北町商品券特別会計予算を一括議
題といたします。
- 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町 長 それでは、議案第16号、令和3年度山北町国民健康保険事業特別会計予算。
令和3年度山北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところ
による。
- 歳入歳出予算。
- 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億4,122万6,000円と
定める。
- 2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、
歳入歳出予算」による。
- 歳出予算の流用。
- 第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の
各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- 1、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係わる予算額に過不足
を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。
- 令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。
- 続きまして、議案第17号、令和3年度山北町後期高齢者医療特別会計予算。
令和3年度山北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところ
による。
- 歳入歳出予算。
- 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,499万6,000円と
定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

続きまして、議案第18号、令和3年度山北町下水道事業特別会計予算。

令和3年度山北町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,446万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表、債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表、地方債」による。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を利用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項に款の流用。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

続きまして、議案第19号、令和3年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算。

令和3年度山北町の町設置型浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,692万円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

続きまして、議案第20号、令和3年度山北町山北財産区特別会計予算。

令和3年度山北町の山北財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ372万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

続きまして、議案第21号、令和3年度山北町共和財産区特別会計予算。

令和3年度山北町の共和財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,453万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

続きまして、議案第22号、令和3年度山北町三保財産区特別会計予算。

令和3年度山北町の三保財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ737万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

続きまして、議案第23号、令和3年度山北町介護保険事業特別会計予算。

令和3年度山北町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

よる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億3,454万円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

2、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

続きまして、議案第24号、令和3年度山北町商品券特別会計予算。

令和3年度山北町の商品券特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ698万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

詳細につきましては、担当課のほうから説明いたします。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

それでは、議案第16号、令和3年度山北町国民健康保険事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

211、212ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算でございますが、歳入は1款国民健康保険税から6款の諸収入まで、合計金額は14億4,122万6,000円で、前年と比較しまして、0.8%の減でございます。

歳出につきましては、1款の総務費から7款の予備費まで歳入と同額の14億4,122万6,000円でございます。

213、214ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入の増減の主なものでございますが、3款の県支出金が前年と比較しまして0.9%の減でございます。これに伴い、歳出では2款の保険給付費が1.3%ほど減となっております。また、3款の国民健康保険事業納付金は、国が示した納付金算定に必要な諸係数を元に県が市町村ごとに納付金を算定したもので、山北町は3億3,490万9,000円でございます。

215、216ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税は、1節の医療給付費分現年課税分から6節の後期高齢者支援金滞納繰越分まで、前年と比較しまして430万4,000円減の合計2億8,088万円でございます。被保険者の加入条件につきましては、1,678世帯2,511人となっております。

1款1項2目の退職被保険者等国民健康保険税は、1節の医療給付費分現年課税分から6節の後期高齢者支援金滞納繰越分まで、前年と比較しまして、3万円減の合計18万6,000円でございます。

退職者医療制度は、3万円増の合計18万6,000円でございます。失礼しました。退職者医療制度は、平成26年度で経過措置が切れ、新たに国保に加入される方は、全て一般被保険者となっております。ただし、現在の退職者医療制度の適用者は65歳になるまで制度が存続します。退職被保険者の加入状況につきましては、ほぼいない状況でございますが、転入等を考慮して1世帯一人としております。

国民健康保険税の総額は2億8,106万6,000円で、歳入全体に占める割合は19.5%でございます。一般退職合わせた被保険者の加入状況は、1,679世帯2,512人で、町民に占める割合は世帯数では39.7%、人口比25.2%の加入となっており、前年と比較しまして世帯数は55世帯減、被保険者数は129人の減となっております。

2款1項1目の総務手数料は、保険税督促手数料収入で前年と同額の7万円でございます。

3款1項1目の保険給付費等交付金は、町が保険給付に用意した費用を県が交付するもので、前年より1,317万9,000円減の10億2,777万1,000円でございます。

217、218ページをお開きください。

3款1項2目の保険給付費等交付金特別交付金は、市町村の財政状況、その他の事業に応じた財政調整を行うもので、前年より312万円増の3,788万4,000円でございます。

4款1項1目の一般会計繰入金につきましては、1節の職員給与費等繰入金は4名分の人件費で2,394万4,000円でございます。2節の出産育児一時金等繰入金につきましては、5名分の出産育児一時金に対する3分の2の町負担分で140万円でございます。3節の保険基盤安定繰入金、保険税軽減分繰入金は、一般被保険者に対する軽減額の県が4分の3、町が4分の1を負担するもので、4,158万1,000円でございます。4節の保険基盤安定繰入金、保険者支援分繰入金は、1人当たりの平均保険税納額と軽減該当者数を基に算定し、国が2分の1、県が4分の1、町の4分の1を負担するもので2,024万5,000円でございます。5節の財政安定化支援事業繰入金は、被保険者に占める高齢者の割合に基づく一般会計からの法定の繰入額で482万6,000円でございます。

5款1項2目のその他繰越金につきましては、50万円でございます。

6款1項1目の被保険者延滞金につきましては、保険税の延滞金で20万円でございます。

6款2項1目の一般被保険者第三者納付金から6款2項4目の退職被保険者等返納金まで項目出しでございます。

219、220ページをお開きください。

6款2項5目の雑入ですが、国保事業費納付金退職者分に係る精算分を見込んでおり、173万4,000円でございます。

6款3項1目の指定公費負担医療立替交付金につきましては、70歳から74歳の前期高齢者の療養費等に係る一部負担金の凍結延長に伴う国庫負担分でございますが、項目出しでございます。

221、222ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、職員4名分の人件費と国保の運営に必要な経費で2,937万円でございます。

1款2項1目の賦課徴収費につきましては、徴収に係る通信運搬費等やコンビニ収納及び口座振替手数料で81万9,000円でございます。

1 款 3 項 1 目の運営協議会費につきましては、委員 6 名の報酬等で16万1,000円でございます。

223、224ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目の一般被保険者療養給付費につきましては、給付実績から前年より1,333万5,000円減の8億9,045万9,000円でございます。2 目の退職被保険者等療養給付金につきましては、退職被保険者の減少に伴い、前年より5万円減の5万円でございます。3 目の一般費被保険者療養費につきましては、はり・灸・マッサージ等の療養費で前年より40万9,000円減の769万9,000円でございます。4 目の退職被保険者等療養費につきましては、項目出しでございます。5 目の審査支払手数料につきましては、電算処理等の事務手数料で、前年より18万7,000円の277万3,000円でございます。

2 款 2 項 1 目の一般被保険者高額療養費につきましては、給付費実績から前年より80万2,000円増の1億2,668万5,000円でございます。

2 款 2 項 2 目の退職被保険者等高額療養費につきましては、退職被保険者の減少に伴い項目出しでございます。

225、256ページをお開きください。

3 目の一般被保険者高齢者介護合算療養費につきましては、前年と同額の10万円でございます。

4 目の退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、項目出しでございます。

2 款 3 項 1 目の一般被保険者移送費及び2 目の退職被保険者等移送費につきましては、項目出しでございます。

2 款 4 項 1 目出産育児一時金につきましては、前年と同じ5人分で210万円でございます。

2 目の支払手数料につきましては、保険分で2,000円でございます。

2 款 5 項 1 目の葬祭費につきましては、一人当たり5万円の26人分で130万円でございます。

227、228ページをお開きください。

3 款の国民健康保険事業納付金は、市町村が支払う保険給付費の全額を県が市町村に交付するための財源として、県が町から徴収するもので、総額で

3億3,490万9,000円で、前年より849万4,000円の減でございます。

内訳としましては、1款1項1目の一般被保険者医療給付分につきましては、2億3,314万2,000円でございます。

2目の退職被保険者等医療給付費分につきましては、項目出しでございます

3款2項1目の一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては、7,836万9,000円でございます。

2目の退職被保険者等後期高齢者支援金等分につきましては、項目出しでございます。

3款3項1目の介護納付金分につきましては、2,339万6,000円でございます。

229、230ページをお開きください。

4款1項1目の特定健康診査等事業費につきましては、特定健診委託料が主なもので、特定健診は591人、特定保健指導は65人を予定しておりまして、952万4,000円でございます。

4款2項1目の保健事業費につきましては、年2回の医療通知、年2回のジェネリック医薬品の差額通知、人間ドックの210人分の助成金で458万3,000円でございます。

5款1項1目の広域化支援基金償還金につきましては、平成27年度に借り入れた2,400万円、28年度に借り入れた2,800万円、29年度に借り入れた5,000万円、令和元年度に借り入れた2,500万円の返済金額で2,873万4,000円でございます。

6款1項1目一般被保険者保険税還付金につきましては、過年度分に対する還付金で100万円でございます。

231、232ページをお開きください。

6款1項2目の退職被保険者等保険税還付金につきましては、5万円でございます。

6款2項1目の指定公費負担医療立替金につきましては、前期高齢者の自己負担割合の凍結措置に対するものですが、項目出しでございます。

6款3項1目の共同事業拠出金については、項目出しでございます。

7款予備費につきましては、90万1,000円を計上するものでございます。

233、234ページをお開きください。

給与費明細書につきましては、国保運営協議会の委員と国保担当職員4名の給与明細でございますが、後ほど御覧いただきたいと思っております。

239、240ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございますが、前年度末現在7,100万円のうち令和3年度に2,873万4,000円を返済いたしますので、年度末現在高は4,226万6,000円でございます。

説明は以上でございます。

続きまして、よろしいですか。

議 長

はい。

保 険 健 康 課 長

続きまして、議案第17号、令和3年度山北町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

242ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算でございますが、歳入は1款の後期高齢者医療保険から5款の諸収入まで合計金額は1億8,499万6,000円で前年度と比較しまして、3.3%の減でございます。

歳出につきましては、1款の総務費から4款の予備費まで歳入と同額の1億8,499万6,000円でございます。

243、244ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入の増減の主なものでございますが、1款の後期高齢者医療保険料514万6,000円の減額は、被保険者の所得減によるものでございます。

歳出の増減の主なものでございますが、2款の後期高齢者医療広域連合納付金620万円の減額は、広域連合の精算に伴うものでございます。

245、246ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の後期高齢者医療保険料につきましては、1節の現年度分は、2年ごとに見直しされる中の中間年度で、均等割額、所得割率は昨年と同じですが、被保険者の所得減によるもので、前年比514万

6,000円減の1億5,244万9,000円でございます。

被保険者の加入状況につきましては、1,985人で前年より18人の増でございます。

2節の滞納繰越分につきましては、前年同額の50万円でございます。

2款1項1目の督促手数料につきましては、督促手数料の項目出しでございます。

3款1項1目の事務費繰入金につきましては、歳出の一般会計、徴収事業費、予備費を一般会計から繰り入れるもので、前年比22万4,000円減の125万4,000円でございます。

2目の保険基盤安定繰入金につきましては、所得の低い方の保険料軽減分を県が4分の3、町が4分の1の割合で、双方の負担を合わせて繰り入れるもので、前年比105万4,000円の減の2,566万7,000円でございます。

4款1項1目の繰越金につきましては、項目出しでございます。

5款1項1目の延滞金及びに2目の過料につきましても項目出しでございます。

5款2項1目の雑入につきましては、広域連合から健康診査の受託収入で、前年比5万6,000円増の512万1,000円でございます。

5款3項1目の保険料還付金は、前年同額の50万1,000円でございます。

247、248ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、健康診査委託料、神奈川県市町村情報システム共同事業組合負担金などで、前年比16万8,000円減の584万円でございます。

1款2項1目の徴収費につきましては、普通徴収のための納付書の通信運搬料や口座振替手数料で前年同額の44万6,000円でございます。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料と保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するもので、前年比620万円減の1億7,811万6,000円でございます。なお、この納付金は歳出全体の96%を占めております。

3款1項1目の保険料還付金につきましては、死亡や転出などによる過年度分保険料に係る還付金で前年同額の50万1,000円でございます。

249、250ページをお開きください。

4款1項1目の予備費につきましては、9万3,000円を計上するものでございます。

説明は以上です。

議 長
上下水道課長

上下水道課長。

それでは、議案第18号、令和3年度山北町下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

252、253ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金から7款町債まで歳入合計3億9,446万3,000円で前年度対比2,531万1,000円の減でございます。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで歳入と同額でございます。

続きまして、254ページをお開きください。

第2表、債務負担行為でございます。これは令和6年度公営企業会計の運用開始に向けて令和3年度から令和5年度の3か年で、企業会計に移行するための事務に係る支援業務を委託するもので、限度額は4,317万5,000円でございます。

続きまして、第3表地方債でございます。

内訳といたしましては、公共下水道事業債が90万円、流域下水道事業債が310万円、資本費平準化債が6,120万円、特別措置分が1,570万円で、新たに公営企業会計適用債が1,130万円で合計9,220万円となり、前年度対比30万円の増でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

257、258ページをお開きください。

歳入でございます。

1款1項1目受益者負担金につきましては、本年度予算額43万4,000円で、前年度対比15万1,000円の減となっております。これは受益者負担金、25件分

を見込んでおります。

2款1項1目下水道使用料は1億8,580万1,000円で、前年度対比1,126万9,000円の減となっております。

減額の理由といたしましては、前年度の実績により使用料を算出しておりますが、大口使用者の企業による排水量の減少や、コロナ禍により事業所や人口減少などにより、水道使用量が減少したことによるものでございます。

また、滞納繰越分につきましては、270件で80万1,000円を見込んでおります。

2項手数料、1目下水道手数料は本年度予算額5万円で、前年度対比12万1,000円の減となっております。内訳といたしましては、下水道排水設備指定工事店の発行手数料が6件、責任技術者発行手数料を7件見込んでおります。

3款1項1目下水道費補助金は本年度予算額720万円で、前年と同額でございます。これは昨年度先送りしたストックマネジメント計画策定業務委託で、国からの補助率は2分の1となっております。

4款1項1目一般会計繰入金は本年度予算額1億753万7,000円で、前年度対比1,401万8,000円の減となっております。

5款1項1目繰越金は本年度予算額100万円で前年と同額でございます。

6款1項1目雑入は本年度予算額24万1,000円で、前年度対比5万2,000円の減となっております。これは神奈川県広域水道企業団からの分担金で、流域下水道建設費負担金の実績により交付されるものでございます。

7款町債につきましては、259、260ページをお開きください。

1項町債、1目下水道債は、本年度予算額9,220万円で前年度対比30万円の増となっております。内訳といたしましては、公共下水道事業債は、町事業の下水道工事に係るもので90万円、酒匂川流域下水道事業債は流域下水道事業の建設費負担金に係るもので310万円、資本費平準化債は減価償却費と起債償還期間との差が大きいことから資本費負担を平準化し、一般会計繰出の負担を少なくするため、平成21年度から引き続き予算を計上しており、6,120万円でございます。

また、特別措置分は、平成18年度より公営企業繰出金の見直しにより、記載の元利償還金に対する措置をするもので1,570万円でございます。

なお、本年度より令和6年4月に企業会計の運用開始に向けて、支援業務を委託するに当たり、新たに公営企業法適用債1,130万円を計上するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

261、262ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費で、本年度予算額9,723万7,000円、前年度対比1,784万5,000円の減となっております。主な要因といたしましては、負担金補助及び交付金の酒匂川流域下水道管理事業費負担金が8,542万7,000円で、流域下水道の維持管理に関する修繕費や排水量の減などにより、本年度予算額を見込んでおります。

2目排水施設管理費は本年度予算額3,209万1,000円で、前年度対比1,143万4,000円の増でございます。

主な内容といたしましては、事業費のマンホールポンプ4か所の電気量や、委託料の計画策定業務で、ストックマネジメント計画策定業務委託と公営企業会計適用事務支援業務委託があり、ストックマネジメント計画の策定は国庫補助金を活用して、本年度が最終年度となります。

また、公営企業会計移行事務委託は、起債を活用して、本年度より3か年で支援業務を行うものでございます。

施設管理業務委託料につきましては、流量計やマンホールポンプ4か所の保守点検業務の委託となっております。

263、264ページをお開きください。

2款1項1目排水施設費は、本年度予算額1,792万円で、前年度対比52万円の増でございます。

内訳といたしましては、2節の給料から4節共済費まで人件費として職員2名分を計上しております。

14節の工事請負費は、新たな公共柵の設置を3か所見込んでいるものでございます。

18節の負担金補助及び交付金は、酒匂川流域下水道建設費負担金として、343万2,000円で前年度対比74万8,000円の増でございます。

3款1項1目元金は、本年度予算額2億1,348万7,000円で、前年度対比

1, 320万4, 000円の減となっております。

2 目利子は、本年度予算額3, 272万8, 000円で、前年度対比621万6, 000円の減でございます。

265、266ページをお開きください。

4 款予備費につきましては本年度予算額100万円で、前年と同額でございます。

続きまして、267、268ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

1 の特別職につきましては、下水道運営審議会の委員10名分で3 回分の会議を予定しております。

2 の一般職につきましては、職員 2 名分の明細書で、詳細につきましては267から272ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、273ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書でございます。これは令和3 年度から令和5 年度までの3 年間に係る公営企業会計適用事務支援業務委託費で限度額は4, 317万5, 000円でございます。

続きまして、274ページをお願いいたします。

地方債に関する調書でございます。

前年度末現在高は、21億7, 368万2, 008円で、当該年度末現在高見込額は20億5, 499万5, 819円で、前年に対し1 億1, 868万6, 189円の減でございます。明細につきましては、275ページから280ページまで元利償還金一覧表に記載しておりますので、後ほどお見通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第19号、令和3 年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算について、御説明いたします。

282ページをお開きください。

歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、1 款分担金及び負担金から6 款繰越金まで歳入合計5, 692万円でございます。

歳出は、1 款事業費と 2 款予備費で歳入と同額でございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

285、286ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目町設置型浄化槽分担金は、本年度の分担金は昨年度設置した浄化槽に負荷されるもので、昨年度は 7 人槽を 1 件設置しており、17万5,000 円でございます。

続きまして、2 款 1 項 1 目浄化槽使用料は、本年度予算額552万1,000円で、前年度対比 3 万9,000円の増でございます。使用料につきましては、現在使用している112基分の使用料と、令和 3 年度新たに設置予定の 5 基分を見込んで算定をしております。

3 款 1 項 1 目循環型社会形成推進交付金は、本年度予算額904万2,000円で前年と同額でございます。

4 款 1 項 1 目町設置型浄化槽事業補助金は、本年度予算額1,731万2,000円で、前年度対比50万円の減でございます。

内訳といたしましては、新たに整備予定の 5 基分を見込んでおり、浄化槽設置事業として723万2,000円、汚水の高度処理費として600万円、事務費として 8 万円、附帯工事費として400万円でございます。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金は本年度予算額27万円で、前年度対比 1 万円の減となっております。

6 款 1 項 1 目繰越金は本年度予算額2,460万円で、前年度対比492万5,000円の減でございます。これは主に県から設置時に交付された維持管理費が繰り越されているものがございます。

続きまして、287、288ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目浄化槽整備費は、本年度予算額4,121万9,000円で前年度対比 62万4,000円の減でございます。

内訳といたしましては、浄化槽設置事業の工事請負費は2,973万3,000円で、7 人槽を 3 基、25 人槽を 1 基、50 人槽を 1 基見込んでおります。

また、浄化槽維持管理事業は1,138万9,000円で、主な事業といたしまして

は需用費の修繕費で、浄化槽の中にある高度処理のためのリン除去装置の交換やブローアの機械修理に係るものでございます。役務費は年1回法令で定められている浄化槽検査料等で75万4,000円でございます。委託料は、年3回実施している浄化槽の保守管理や清掃業務で、874万6,000円でございます。

2款1項1目予備費は、本年度予算額1,570万円1,000円で、前年度対比459万7,000円の減でございます。

説明は以上でございます。

議 長
財 務 課 長

財務課長。

それでは、議案第20号、令和3年度山北町山北財産区特別会計予算について御説明いたします。

なお、本予算につきましては、財産管理課におきまして、全員賛成で承認をされたものでございます。

290ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、1款財産収入から3款諸収入まで総額を372万4,000円とするものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費から3款予備費まで歳出総額を372万4,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明いたします。

293、294ページをお願いします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入につきましては、水源協定林の土地貸付料68万9,000円でございます。2目利子及び配当金は、債権及び定期の利息38万7,000円でございます。

2款繰越金につきましては、前年度繰越金264万7,000円を計上いたしております。

3款1項1目雑入につきましては、項目出で1,000円を計上してございます。

295、296ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、財産区管理会運営事業で委員報酬等の経常経費を40万1,000円計上いたしました。

一般経費では、南足柄市外 5 ヶ市町組合等負担金繰出金 1 万7,000円でございます。

2 目財産管理費は、財産取得管理等基金に238万8,000円を積み立てるものでございます。

2 款 1 項 1 目林業振興費につきましては、林業振興事業で造林地の巡視や水源林地代配分金などを見込み56万円を計上してございます。

297、298ページをお開きください。

3 款予備費につきましては、37万5,000円を計上するものでございます。

299ページをお開きください。

給与費明細書につきましては、委員 7 名分の報酬でございますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

山北財産区の説明は以上で終わります。

続きまして、議案第21号、令和 3 年度山北町共和財産区特別会計予算について御説明いたします。

なお、本予算案につきましても財産区管理委員会におきまして、全員賛成で承認をされたものでございます。

301ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、1 款財産収入から 4 款諸収入まで歳入総額4,453万5,000円とするものでございます。

歳出につきましては、1 款財産区費から 3 款予備費まで歳出総額を4,453万5,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明いたします。

304、305ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目財産貸付収入につきましては、説明欄に記載の 9 か所の土地貸付地代90万4,000円を計上いたしました。前年比較37万1,000円の減につきましては、3 年ごとに東電電柱貸付地代の更新によるものでございます。

2目利子及び配当金は、定期利息及び債権利息21万6,000円でございます。

2款2項基金繰入金は、共和地域振興会や共和地区福祉バス運行事業のため、4,185万2,000円を計上いたしました。

3款繰越金につきましては、前年度繰越費に156万2,000円を計上しております。

4款1項1目雑入につきましては、項目出しでございます。

続きまして、306、307ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、財産区管理会運営事業では、財産区管理会を運営するための経費40万9,000円を計上し、一般経費では、昨年と同額の災害助成金100万円、繰出金は共和地区振興会への繰り出し301万5,000円、町道改良工事等繰出金298万円、福祉バス運行事業繰出金696万5,000円などで、合計で1,469万6,000円を計上いたしました。

2目財産管理費は、財産取得及び管理等基金積立金に21万7,000円を計上するものでございます。

2款1項1目林業振興費につきましては、林業振興事業として造林地の巡視及び調査立会賃金27万4,000円。

308、309ページをお開きください。

使用料及び賃借料は、苗畑の借上料19万6,000円を計上するものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、共和のもりづくり整備助成金として1,000万円を計上してございます。

3款予備費につきましては、1,744万8,000円を計上するものでございます。

310ページをお開きください。

給与費明細書につきましては、委員7名分の報酬でございますので、後ほど御確認をいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第22号、令和3年度山北町三保財産区特別会計予算について御説明いたします。

なお、本予算案につきましても、財産区管理委員会におきまして、全員賛成で承認をされたものでございます。

312ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、1款財産収入から3款諸収入まで歳入総額を737万2,000円とするものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費から3款予備費まで歳入と同額を計上するものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明いたします。

315、316ページをお開きください。

歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入につきましては、説明欄に記載の土地貸付地代等478万円を計上いたしております。

2目利子及び配当金は、債権及び定期の利息14万円でございます。

2款繰越金につきましては、前年度繰越金245万1,000円を計上いたしました。

3款1項1目雑入については、項目出しで1,000円を計上してございます。

317、318ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、財産区管理会運営事業で財産区管理会を運営するための経費38万7,000円を計上し、一般経費では、町設置型浄化槽設置1基分2万5,000円を繰出金として計上いたしております。

2目財産管理費は、財産取得管理等基金積立金に414万1,000円を計上するものでございます。

2款1項1目林業振興費につきましては、林業振興事業として造林地の巡視及び調査立会賃金、森林整備委託等を合わせまして37万4,000円を計上いたしました。

319、320ページをお開きください。

3款予備費につきましては、244万5,000円を計上するものでございます。

321ページをお開きください。

給与費明細書につきましては、委員7名分の報酬でございます。後ほど、御確認のほうお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第23号、令和3年度山北町介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

323、324ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算でございますが、歳入につきましては、1款の保険料から9款の諸収入まで合計金額は12億3,454万円で、前年と比較して約1%の減でございます。

歳出につきましては、1款の総務費から7款の予備費まで歳入と同額の12億3,454万円でございます。

325、326ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入の増減の主なものとしましては、1款の保険料、4款の支払基金交付金、5款の国庫支出金、6款の県支出金、9款の諸収入がそれぞれ減っておりますが、7款の繰入金が増えております。

歳出につきましては、2款の保険給付費が減っておりますが、5款の基金積立金が増えております。総額では、昨年とほぼ同額の予算規模でございます。

327、328ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の第1号被保険者保険料につきましては、1節の現年度分は65歳以上の被保険者3,970人分の保険料で、保険給付費と地域支援事業費の23%とされており、前年より264万円減の2億8,218万円でございます。

2節の滞納繰越金につきましては、前年度同額の40万円でございます。

2款1項1目の地域支援事業負担金につきましては、1節の介護予防日常生活支援総合事業負担金は、介護予防教室の利用料で、46万4,000円でございます。

2節の任意事業負担金につきましては、配食・会食サービスの利用料で、会食サービスの利用回数が減少傾向にあり、前年より14万8,000円減の148万4,000円でございます。

3款1項1目の督促手数料につきましては、前年と同額でございます。

4款1項1目の介護給付費交付金につきましては、第2号被保険者である40歳から60歳までの方の保険料で、保険給付費の27%とされ、2億9,745万9,000円でございます。

2目の地域支援事業交付金につきましては、総合事業費の27%、943万8,000円でございます。

5款1項1目の介護給付費負担金につきましては、国の負担割合が居宅給付費の20%、施設等給付費の15%で1億9,944万円でございます。

5款2項1目の調整交付金につきましては、保険給付費及び総合事業費の約5%で5,683万2,000円でございます。

2目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、総合事業費の20%で699万1,000円でございます。

3目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、包括的支援事業・任意事業費の38.5%で1,296万7,000円でございます。

329、330ページをお開きください。

5款2項8目の保険者機能強化推進交付金につきましては、介護保険事業における高齢者の自立支援重度化防止に対する市町村の取組に応じて配分されるもので、内示額見込みにより161万1,000円でございます。

5款2項9目の保険者努力支援交付金につきましては、介護保険事業における介護予防健康づくりに資する市町村の取組に応じて配分されるもので、内示見込額で134万4,000円でございます。

6款1項1目の介護給付費負担金につきましては、県の負担割合が居宅給付費の12.5%、施設等給付費の17.5%で1億5,861万2,000円でございます。

6款2項1目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、総合事業の12.5%で436万9,000円でございます。

2目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、負担割合が19.25%で648万3,000円でございます。

7款1項1目の一般会計繰入金につきましては、主に町からの法定の繰入増で、1節の介護給付費繰入金は保険給付費12.5%で前年比246万2,000円増の1億3,271万2,000円でございます。

2節の地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、総合事業費の12.5%で前年比5,000円減の436万9,000円でございます。

3節の地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は包括的支援事業任意事業費の19.25%、前年比12万7,000円増の648万3,000円でございます。

4節の1号被保険者保険料負担軽減分繰入金は低所得者層に対する軽減措置の軽減分を国が2分の1、県と町が4分の1ずつ負担し、一般会計で繰り入れた国、県分と合わせて繰入れするもので、前年比39万6,000円減の996万8,000円でございます。

5節の職員給与費等繰入金は職員3名分の人件費の繰入れで、前年比23万7,000円増の2,197万5,000円でございます。

6節の事務費繰入金は一般経費、認定調査費、認定審査会等の繰入れで前年比16万8,000円増の1,803万4,000円でございます。

8款1項1目繰越金につきましては見込額で89万円でございます。

331、332ページをお開きください。

9款1項1目の延滞金及び費目の加算金につきましては、項目出しでございます。

9款2項1目の貸付金収入は実績がないため、前年と同額の2万円でございます。

9款3項1目の第三者納付金、2目の返納金及び3目の雑入につきましては項目出しでございます。

333、334ページをお開きください。

次に、歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、職員3名分の人件費と介護の運営に必要な経費で2,436万9,000円でございます。

1款1項1目の賦課徴収費につきましては、保険料納入決定通知書や普通徴収の通信運搬費などで56万3,000円でございます。

335、336ページをお開きください。

1款3項1目の認定調査費につきましては、認定調査員の報酬、主治医意見書手数料などで713万5,000円でございます。

1款3項2目の認定審査会共同設置負担金につきましては、認定審査会の

運営を行っております足柄上衛生組合及び10月から移管される南足柄への負担金で786万8,000円でございます。

1款4項1目の運営協議会費につきましては、委員9名分の報酬と旅費で2回開催予定としておりまして、7万4,000円でございます。

2款1項1目介護サービス等給付費につきましては、要介護1から要介護5までの方が対象のサービスで、利用件数の実績から見込みまして、前年比1,980万円減の10億1,720万円でございます。

337、338ページをお開きください。

2款2項1目の介護予防サービス等給付費につきましては、要支援1と要支援2の方が対象のサービスで利用件数の実績から見込みまして、前年比140万円減の1,880万円でございます。

2款3項1目の審査手数料は、介護給付費に係る審査支払手数料で、前年同額の80万円でございます。

2款4項1目の高額介護サービス費につきましては、自己負担額が基準額を超えた場合に償還払いをするものですが、前年同額の2,800万円でございます。

2款5項1目の特定入所者介護サービス等費につきましては、所得の低い方が食費、滞在費、なお自己負担額が上限を超えた場合に支払うものですが、前年同額の3,300万円しております。

2款6項1目の高額医療合算介護サービス費につきましては、医療と介護の自己負担額を合算し、基準額を超えた場合に支給されるもので、前年比90万円増の390万円でございます。

339、340ページをお開きください。

3款1項1目の介護予防生活支援サービス事業費につきましては、要支援1と要支援2と総合事業の方が対象のヘルパー事業、デイサービス事業で、実績から見込みまして前年比20万円減額の2,382万1,000円でございます。

3款1項2目の介護予防ケアマネジメント事業につきましては、総合事業を利用される方のケアプランを作成するもので、実績見込みから前年同額の370万円でございます。

3款2項1目の一般介護予防事業費につきましては、要支援でも要介護で

もない方が介護状態になることをできるだけ防ぐことを目的とした介護予防教室の実施や介護ボランティアポイント事業などで、介護予防教室に携わる看護師、ホームヘルパーの報酬、転倒骨折予防教室の委託料、送迎の委託料などがあり、説明欄を御覧ください。

介護予防普及啓発事業につきましては、前年同額の6万5,000円、介護ボランティアポイント制度事業につきましては前年同額の28万2,000円でございます。341、342ページをお開きください。

通所型介護予防事業につきましては、前年比5,000円増額の279万3,000円、会計年度任用職員（パートタイム）経費につきましては、前年比37万7,000円減の466万2,000円でございます。

3款3項1目包括的支援事業につきましては、説明欄を御覧ください。

地域包括支援センター運営事業につきましては、山北町社会福祉協議会に事業を委託するもので、前年比45万1,000円増の2,348万2,000円でございます。

在宅医療・介護連携支援推進事業につきましては、足柄上1市5町により在宅医療・介護連携に関する相談窓口が在宅医療介護連携支援センターを設置するものでございます。委託先は足柄上医師会とし、設置場所は県立足柄上病院内で本町の負担金は前年より1万3,000円減の202万9,000円でございます。

生活支援体制整備事業につきましては、地域包括ケア実現のため、ボランティア、社福法人、NPO、民間企業など、多様な主体が生活支援サービスの提供を行い、また高齢者自身も社会参加の中で担い手の一端を担うような体制の整備を図るものであり、委員に支払う謝金等で前年比3万円減の25万2,000円でございます。

343、344ページをお開きください。

認知症総合支援事業につきましては、社会福祉協議会に委託し、地域包括支援センターで認知症初期集中支援チームを配置し、認知症の方に対して、初期の段階から支援を包括的、集中的に行うとともに、認知症サポート医と連携し、情報提供や相談等を行い指導、助言を受けるもので、前年比2万7,000円増額の62万5,000円でございます。

地域ケア推進事業につきましては、他職種共同による個別事例、ケアマネジメントの充実と地域課題の解決による地域包括ケアシステム構築を図るもので、医師やリハビリ職を助言者として迎え、前年比10万円増額の50万円で社会福祉協議会に委託いたします。

認知症地域支援ケア向上事業につきましては、社会全体で認知症の方々を支える体制づくりを推進するために取り組む事業で、認知症カフェを運営する助成金や委託料等で、前年比4万5,000円減の56万3,000円でございます。

会計年度任用職員（パートタイム）経費につきましては、生活支援コーディネーターに支払う報酬等で、地域資源の開発や発掘、担い手の養成、地域ニーズと地域資源のマッチング、関係者のネットワークとなる協議会の運営等を行うもので、273万2,000円でございます。

3款3項2目任意事業費につきましても説明欄を御覧ください。

成年後見制度利用支援事業につきましては、前年と同様、3名の方の成年後見人への謝礼金で、前年同額の82万7,000円でございます。

住宅改修理由書作成手数料支援事業につきましては、前年同額の2万円でございます。

地域自立生活支援事業につきましては、配食サービスは利用者の見込みにより3,600食、会食サービスは2回実施予定で、前年比16万8,000円減の364万4,000円でございます。

345、346ページをお開きください。

介護給付費適正化事業につきましては、利用したサービス名や金額等を年4回全てのサービス利用者へ通知するもので、前年より5,000円増の22万2,000円でございます。

介護相談員事業につきましては、介護相談員2名が施設等を訪問し、利用者と面談をする中で、利用者が日頃言い出せない思いを聞き出すなど、介護サービスの質を向上させるためのもので、前年比3万7,000円増の26万9,000円でございます。

3款4項1目の審査手数料につきましては、介護予防・生活支援サービス事業の審査手数料、国民健康保険連合会に支払うもので10万円でございます。

4款1項1目の高額介護サービス費貸付事業費につきましては、高額介護

サービス費が給付されるまでの間、2市で貸付けをするため計上するもので、実績がないため前年同額の2万円でございます。

5款1項1目の介護保険給付費基金積立金につきましては、介護保険料の余剰を将来の給付に備え積み立てるもので、前年比599万1,000円増の2,051万8,000円でございます。

347、348ページをお開きください。

6款1項1目の第1号被保険者還付加算金につきましては、前年同額の80万1,000円でございます。

7款1項1目の予備費につきましては、90万4,000円を計上するものでございます。

349、350ページをお開きください。

給与費明細書でございますが、特別職は介護保険運営協議会の委員の報酬明細で、一般職は職員3名分の給与費の明細でございますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

議 長
商 工 観 光 課 長

商工観光課長。

続きまして、議案第24号、令和3年度山北町商品券特別会計予算について御説明いたします。

357ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算の歳入でございます。

歳入につきましては、1款財産収入と2款繰越金を合わせまして、歳入合計698万7,000円を計上させていただいております。

次に歳出でございます。

歳出につきましては、1款商品券売払費と2款予備費を合わせまして、歳入合計と同額の698万7,000円を計上させていただいております。

詳細につきましては事項別明細書で御説明させていただきますので、360、361ページを御覧、お開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入につきましては、1款1項1目物品売払収入につきましては、商品券の売払収入として、本年度予算額は550万円で、前年度と同額でございます。

続いて、2款1項1目の繰越金の本年度の予算額は148万7,000円で、前年度と比較しまして70万9,000円の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目の商品券売払費の本年度の予算額は598万3,000円で、前年度と比較しまして28万2,000円の増でございます。主なものとしましては、事業費の中の消耗品として2万1,000円、また印刷製本費として44万9,000円としております。この印刷製本につきましては、敬老の祝い分と通常販売分に係る商品券の印刷代となります。

13節委託料1万3,000円は商品券の管理データベースの管理委託料になります。

続いて、23節償還金利息及び割引料は、商品券売払収入と同額の550万円を計上させていただいております。

続いて、2款1項1目の予備費の本年度予算額は100万4,000円で、前年度と比較いたしまして42万7,000円の増でございます。

説明につきましては、以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第16号から議案第24号までについて、質疑に入りますが、質疑終了後、予算特別委員会に付託を提案いたしますので、本会議の質疑は総括的、大綱的な質疑とさせていただきます。

それでは、議案番号順に行います。

初めに、議案第16号、令和3年度山北町国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑はありませんか。質疑がないので、議案第16号の質疑を終了させていただきます。

次に、議案第17号、令和3年度山北町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第17号の質疑を終了いたします。

次に、議案第18号、令和3年度山北町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第18号の質疑を終了いたします。

次に、議案第19号、令和3年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算に

ついて質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第19号の質疑を終了いたします。

次に、議案第20号、令和3年度山北町山北財産区特別会計予算について質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第20号の質疑を終了いたします。

次に、議案第21号、令和3年度山北町共和財産区特別会計予算について質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第21号の質疑を終了いたします。

次に、議案第22号、令和3年度山北町三保財産区特別会計予算について質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第22号の質疑を終了いたします。

次に、議案第23号、令和3年度山北町介護保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

5番、鈴木登志子議員。

5 番 鈴 木

鈴木でございます。

介護保険事業、これは平成12年にスタートしまして、20年たってきました。それで町でも8期の事業計画がここで策定されたと思います。そういう中で、初年度にも当たりますし、また、このコロナという高齢者にとっても外出を控えるような状況の中で、ますますこの介護保険、それから福祉計画というのが大事かなと思って期待しておりました。そういう中で、課長の御説明によりますと、ほぼ同様の予算になったということで、予算的にも難しいのかということはあるのですが、なかなか、これは認知症は大きな問題になっています。

それから特に、包括的支援という介護保険でとって大事なところで予算がついてないなと思ってるんですが、これからの高齢者支援の中で、どんなところに焦点を置きながら進めていくのかお尋ねしたいと思います。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

お答えします。

議員御指摘のとおり、今コロナ禍という状態の中で非常に厳しい状態になっております。そういった中で介護予防教室等も前年並みの予算を計上させ

ていただきました。本来であれば、また利用規制等をかけなければいけないような状態になろうかと思いますが、収束を早く願って、そういう形で計上させていただいております。

議員御指摘のとおり、今、認知症がやはり大変問題になっているということでございますので、そういったこと、包括支援のほうも併せて強化してやってまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 鈴木登志子議員。

5 番 鈴 木 特に、介護保険事業がスタートしたときは高齢化率は21%ぐらいでした。20年たちましたら40%超えてしまったんですね。そういう中で、人口減の中で、高齢者は4人に1人という大きな状況になっています。そういう中で、やはり元気で長生き、健康寿命を延ばすのには、今課長がおっしゃるように予防事業はとっても大事なところです。

そういう中で包括支援センターのお言葉も出たんですけど、機能の強化、どんなところにこれからやっていかなければいけないと思っているでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 まさしく、介護に陥らないために日頃からやはり健康について推進していかなければいけない。あと持病のある方については、しっかりその病気と立ち向かって治していかなきゃいけないといったところでございまして、少しでも介護状態にならないために、日頃からそういった形でいろいろな事業に参加していただけるように、町としましても積極的に呼びかけをしてまいりたいと考えております。

議 長 ほかに質疑がある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、議案第23号の質疑を終了いたします。

次に、議案第24号、令和3年度山北町商品券特別会計予算について質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第24号の質疑を終了いたします。

議案第16号から議案第24号まで質疑が終了しましたので、3月5日設置されました予算特別委員会へ付託することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないと認め、よって議案第16号から議案第24号については、予算特別委員会に付託し、審査することと決定いたしました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は10時40分といたします。

(午前10時25分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後10時40分)

日程第10、議案第25号、令和3年度山北町水道事業会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第25号、令和3年度山北町水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和3年度山北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

- (1) 給水戸数4,387戸。
- (2) 年間総水量119万4,000立方。
- (3) 1日平均給水量3,271立方。
- (4) 主要な建設改良事業、排水設備工事3,583万3,000円。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益1億9,784万6,000円、第1項水道営業収益1億5,697万2,000円、第2項水道営業外収益4,087万4,000円。

支出。

第1款水道事業費用1億9,784万6,000円、第1項水道営業費用1億8,626万2,000円、第2項水道営業外費用1,045万5,000円、第3項水道予備費112万9,000円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額7,259万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税の資本的収支調整額336万3,000円、建設改良積立金2,427万円、当年度分損益勘定留保資金4,496万円で補正するものとする。

次ページをお開きください。

収入。

第1款資本的収入190万3,000円、第1項負担金190万3,000円。

支出。

第1款資本的支出7,449万6,000円、第1項増設改良費3,889万1,000円、第2項企業債償還金3,560万5,000円。

一時借入金。

第5条、一時借入金の限度額は3,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用と営業外費用との款の流用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2,457万2,000円。

たな卸資産の購入限度額。

第8条、たな卸資産の購入限度額は24万円と定める。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
上下水道課長

上下水道課長。

それでは、議案第25号、令和3年度山北町水道事業会計予算について、御説明いたします。

初めに、実施計画の内訳で御説明いたしますので、17、18ページをお開きください。17、18ページをお願いします。

収益的収入でございます。

1 款水道事業収益、本年度 1 億9,784万6,000円で、前年度対比584万2,000円の減でございます。1 項水道営業収益は、本年度 1 億5,697万2,000円で前年度対比486万5,000円の減でございます。1 目給水収益は、本年度 1 億5,641万5,000円で前年度対比486万5,000円の減でございます。

なお、水道使用量につきましては、給水人口の減少や節水器具などの普及により使用水量が年々減少している状況でございます。

2 目その他の営業収益は本年度55万7,000円で、前年度と同額でございます。

1 節の手数料は、指定給水装置工事業業者証交付手数料が28件で、設計審査及び工事検査は33件を見込んでおります。

2 節の他会計負担金34万5,000円は、一般会計より345基分の消火栓の維持費として繰入れをするものでございます。

2 項水道営業外収益は本年度4,087万4,000円で、前年度対比97万7,000円の減となっております。2 目受取利息及び配当金は2,000円で、前年と同額でございます。5 目長期前受金戻入は4,087万2,000円で、前年度対比97万7,000円の減でございます。これは、国や県補助金等の減価償却の見合い分を収益化するものでございます。

続きまして、19、20ページをお開きください。

収益的支出でございます。

1 款水道事業費用、本年度 1 億9,784万6,000円で、前年度対比584万2,000円の減となっております。

1 項水道営業費用は本年度 1 億8,626万2,000円で、前年度対比497万2,000円の減でございます。1 目原水浄水費は本年度2,686万8,000円で、前年度対比200万8,000円の減となっております。

主なものとしたしましては、16節委託料94万円は、上水道及び簡易水道12か所の残留塩素等測定委託料などがございます。20節修繕費480万円は、皆瀬川水源整備のほか、災害などの応急復旧を行うための修繕費を計上しております。25節動力費1,680万円はポンプや施設等の電気料金で、前年度対比28万8,000円の減を見込んでおります。26節薬品費174万2,000円は、次亜塩

素酸ソーダ等の水道用薬品代でございます。27節受水費は、透間地区の給水を小山町から受水しており、昨年と同額の90万円を見込んでおります。

続きまして、21、22ページをお開きください。

2目排水給水費は、今年度3,249万7,000円で、前年度対比105万6,000円の増でございます。

主なものといたしましては、16節委託料1,957万2,000円は、水質検査業務や施設の電気や機械設備の点検業務などの委託で、本年度におきましては、新たに深沢地区の漏水調査をし、漏水管更新の優先順位を計画するため、増となっております。20節修繕費650万円は、年間を通して漏水修理などにかかる経費の計上をしております。22節工事請負費616万円は、前年度対比95万7,000円の増で、主なものといたしましては検定満期のメーター器を572か所交換する工事や浄水場などの草刈りについて計上しております。

続きまして、23、24ページをお開きください。

3目総係費は本年度4,105万5,000円で、前年度対比388万9,000円の減でございます。主な内訳といたしましては、1節報酬は審議会委員10名分の報酬でございます。2節給料から6節法定福利費引当金繰入額は、職員3名分の人件費を計上しております。9節旅費は新たに水道技術管理者資格取得のための研修を受講するため、増額となっております。

続きまして、25、26ページをお開きください。

16節委託料865万1,000円で、前年度対比223万8,000円の減額となっております。

主なものといたしましては、企業会計システムソフトの保守料やメーター検針員6名の委託料や、令和2年度に策定した水道ビジョンや経営戦略と整合を図るため、水道事業基本計画を修正するものでございます。また、水道施設台帳作成業務におきましては、水道法改正により令和4年度9月末までに作成することが義務づけられたため、本台帳を整備するものでございます。

19節使用料及び賃借料は221万7,000円で、前年度対比41万4,000円の減でございます。これは公営企業会計システムの入替えなどにより、使用料が変更となったため、減額となっております。

続きまして、27、28ページをお開きください。

51節の貸倒引当金繰入額は30万円を計上しており、本科目で不納欠損の処理をするための経費でございます。4目減価償却費は、建物排水管などの構築物、機械及び装置など有形固定資産減価償却費8,443万2,000円で、前年度対比111万6,000円の減でございます。減の要因といたしましては、耐用年数が経過し、減価償却が終了した資産が増えたことにより減額となっております。5目資産減耗費141万円は、令和3年度で更新予定の前耕地ポンプなどの機械及び装置の除却費等でございます。

続きまして、29、30ページをお開きください。

2項水道営業外費用は本年度1,045万5,000円で、前年度対比74万2,000円の減でございます。1目支払利息540万5,000円は、前年度対比74万2,000円の減となっております。内訳といたしましては、旧大蔵省を含む財務省が9件、地方公共団体金融機構が8件でございます。2目消費税につきましては500万円で、前年と同額でございます。なお消費税につきましては、主に水道料金などの収入において預かる分と、工事などにおいて支払う分を相殺して納税額が確定しており、本年度は昨年と同額を見込んでおります。

3項水道予備費は本年度112万9,000円で、前年度対比12万8,000円の減でございます。

続きまして、31、32ページをお開きください。

資本的収入は、1款資本的収入、1項1目負担金は加入負担金として、本年度9件分で190万3,000円を見込んでおり、前年度対比14万9,000円の増でございます。

続きまして、33、34ページをお開きください。

資本的支出につきましては、1款資本的支出、本年度7,449万6,000円で、前年度対比204万4,000円の増でございます。1項増設改良費は本年度3,889万1,000円で、前年度対比130万1,000円の増でございます。1目排水設備工事費、22節工事請負費3,583万3,000円は、昨年度執行抑制をかけていた前耕地第二水源ポンプの更新工事や皆瀬川浄水場の急速ろ過地のろ材交換工事などでございます。3目固定資産購入費は本年度3,005万8,000円で、前年度対比44万8,000円の増でございます。これは8年に一度計量法により交換が義務づけられているもので、メーター器572個分の購入費用でございます。2

項企業債償還金につきましては本年度3,560万5,000円で、前年対比74万3,000円の増でございます。

続きまして、35、36ページをお開きください。

企業債明細書でございます。

償還高の当年度償還高、支払利息合わせまして4,100万8,568円で、右のページの未償還残高につきましては2億3,086万7,944円でございます。

続きまして、37、38ページをお開きください。

本予算書の注記でございます。Iの重要な会計方針から、次のページのIVのリース契約により使用する固定資産まで記載のとおりとなっておりますので、後ほどお見通しをお願いいたします。

それでは、前に戻っていただきまして、12ページをお開きください。

12ページをお開きください。12ページをお願いします。

令和2年度山北町水道事業予定損益計算書でございます。

1、営業収益は、給水収益その他の営業収益合わせまして1億2,944万8,000円を見込んでおります。

2、営業費用は、(1)の原水浄水費から(5)の資産減耗費まで合わせまして、1億8,395万8,000円で、営業収益から営業費用を差し引きますと、営業利益はマイナスの5,451万円でございます。

3、営業外収益は、(1)の他会計補助金から(4)の雑収益まで合わせまして6,135万1,000円でございます。

4、営業外費用は、支払利息と雑支出、合わせまして619万2,000円で、営業外収益から営業外費用を差し引きますと、5,515万9,000円となり、経常利益は64万9,000円でございます。

したがいまして、当年度純利益は64万9,000円となり、前年度繰越利益剰余金が1,200万円、その他未処分利益剰余金変動額が2,287万6,000円、当年度未処分利益剰余金は3,552万5,000円でございます。

続きまして、13、14ページをお開きください。

令和2年度山北町水道事業予定貸借対照表の前年度分でございます。

まず資産の部は、1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は、21億8,146万5,000円でございます。

続きまして、負債の部でございます。

3の固定負債から14ページに移りまして、5の繰延収益を合わせた負債合計は12億1,045万7,000円でございます。

続きまして、資本の部でございます。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は9億7,100万8,000円で、負債資本合計は21億8,146万5,000円でございます。

続きまして、15、16ページをお開きください。

令和3年度山北町水道事業予定貸借対照表の本年度分でございます。

資産の部は1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は、21億702万2,000円でございます。

続きまして、負債の部でございます。

3の固定負債から16ページに移りまして、5の繰延収益を合わせた負債合計は、11億3,750万1,000円でございます。

資本の部でございます。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は9億6,952万1,000円で、負債資本合計は21億702万2,000円でございます。

続きまして、5ページにお戻りいただきまして、5ページにすみません、お戻り願います。

令和3年度山北町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これは、水道事業会計の一会計期間における資金の動きを活動区分別に示す計算書でございます。発生主義である水道事業会計は、収益費用の金額と実際の現金の収支の金額に差が出ることから減価償却費などの現金の支出を伴わないものも含めて明示するものでございます。

それでは、1の業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務活動の実施に係る資金の状態を表しており、4,475万1,000円でございます。

2の投資活動によるキャッシュ・フローは、企業債の償還金以外の資本的支出であり、マイナスの3,362万5,000円でございます。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは、資本的支出の企業債償還金に対応しており、マイナスの3,560万5,000円でございます。

資金増減額はマイナス2,447万9,000円で、資金期首残高の令和2年度の現

金預金額は2億3,641万円となり、資金期末残高の現金預金高は2億1,193万1,000円でございます。

続きまして、6ページから11ページまで給与明細書でございます。

1の特別職につきましては、水道事業運営審議会委員10名分でございます。

2の企業職につきましては、職員3名分を計上しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第25号について質疑に入りますが、質疑終了後、予算特別委員会に付託を提案しますので、本会議での質疑は総括的、大綱的な質疑とさせていただきます。

それでは質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑がないので、議案第25号は3月5日に設置されました予算特別委員会に付託することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないと認め、よって議案第25号については予算特別委員会に付託し審査することと決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので散会といたします。

なお、午後1時より予算特別委員会現地調査を行いますので、正面玄関前にお集まりください。

(午前11時04分)